

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第7回)開催結果概要

1. 日時

平成16年12月14日(火)午前10時から午後零時10分まで

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員,敬称略・五十音順)

飯田喜信,井堀利宏,木村優子,酒巻匡,仙田満,高橋宏志(座長),中尾正信,前田裕司,
山本和彦,吉田正喜,綿引万里子

(事務総局)

戸倉三郎審議官,中村愼総務局第一課長,河本雅也総務局参事官,小林宏司民事局第
二課長,稗田雅洋刑事局第一課長,中吉徹郎行政局参事官,岡健太郎家庭局第一課長

4. 進行

1. 新委員の紹介戸倉審議官から,吉田正喜委員が紹介された。

2. 意見交換

1. 民事訴訟事件について

戸倉審議官から,資料1について,次のとおり説明がされた。

- 資料1の表1は,民事・行政事件について,平成16年4月及び5月の2か月分のデータに基づいて作成した前回の資料1の表1を,同年4月から9月までの半年分のデータに基づきリニューアルしたものである。平均審理期間は8.1月(前回7.8月),審理期間が2年を超える事件の割合は5.9%(前回6.0%),平均開廷間隔は1.9月(前回同じ)である。個別の事件種類ごとに見ても,おおむね前回と同様の傾向を示しているが,対象となるデータが増えてきたことにより,公害損害賠償事件の平均審理期間,合議・単独の割合等,若干前回と傾向が異なっている項目もある。
- 表2も前回の資料1の表2を同様にリニューアルしたものであるが,縦軸の「訴額」以下の項目は,今回新たに追加したものである。「審理期間」については,事件の種類ごとに審理期間別の件数と割合を併記したので,平均だけでなく,その分布も見る事ができる。また,今回は,事件の種類ごとの事件数と平均審理期間に加え,「平均期日間隔」,「平均口頭弁論実施回数」などのデータを取り上げた。事件の種類ごとに平均期日間隔を見ると,認知,親子関係の事件でやや長めであり,専門訴訟の中では,建築瑕疵賠償,医療損害賠償等は比較的長い,労働,知財は平均的な期間内に収まっている。

- 表3は、前回、各委員から出された、いわゆる欠席判決を除いた場合のデータを取り出し、分析する必要があるのではないかという御意見を踏まえ、事件票の終局区分ごとにデータを整理したものである。ただ、対席判決や和解の中にも、当事者間に争いがない事件が含まれていると思われ、そのような事件の中には、1回で終局するものもあれば、数回の期日を重ねるものもあると考えられることから、明確な形で争いのある事件を切り取り、分析するのは、なかなか難しいと感じている。

それぞれの終局区分ごとの平均審理期間は、対席判決が最も長く、欠席判決が最も短くなっている。当事者数については、全体では人数の多いものほど審理期間が長い傾向が見られ、原告側の人数の増加が審理期間に与える影響の方が、被告側の人数に比べて大きいことがうかがえる。訴訟代理人については、前回も説明したとおり、代理人が選任されている方が長くかかっている。鑑定、検証については、「有」の方が圧倒的に審理期間が長く、人証数についても、人数が増えるに従い、審理期間も増加している。訴額については、おおむねその額が増えるに従って、審理期間も増加する傾向にあるが、対席判決では、その額が5000万円を超えると、50億円までの各区分の審理期間は二十数月程度で、さほど差は出てこない。口頭弁論実施回数、争点整理期日回数については、その回数が増えるに従い、審理期間が増加することはもちろんであるが、対席判決では、口頭弁論期日5回以下の占める割合が約8割弱を占め、和解では、口頭弁論期日1回の占める割合が約5割、5回以下の占める割合が約9割を超えている。争点整理期日回数については、対席判決、和解とも5回以下の占める割合が8割前後となっている。

- 表4は今回新たに作成したものであるが、民事事件及び行政事件について、平成元年以降の審理期間別の事件数の分布状況の推移を取ってみたところ、民事事件については、長期化している事件の割合が年々減少していることが分かる。行政事件についても、民事事件に比べれば長いですが、長期化している事件が減少傾向にあることは同様である。
- 表5は、平成16年4月から9月までのデータについて、事件票の項目ごとに審理期間別の分布を見たものである。当事者数、人証数、口頭弁論実施回数、争点整理期日回数について、審理期間との相関が見て取れる。
- 表6は、前回中尾委員から御指摘のあった、地裁50庁の管内別の事件数と平均審理期間で、平成15年と平成16年1月から9月まで

に終局した事件について見たものである。地域による差、ばらつきがある程度見られるが、それがどういう意味を持つのか、どういう要因で説明できるかは、この数値だけから分析するのは非常に難しい。一つの切り口として、従前から御指摘のあった本庁と支部、支部の中でも裁判官常駐・非常駐の庁で比較してみたが、明確な差は出ていない。

次に、小林民事局第二課長から、資料2に基づき、民事事件について具体的に行っているクロス分析の手法に関し、次のとおり説明がされた。

- 資料2も資料1と同様、平成16年4月から9月までの半年分のデータに基づいて作成したものである。表1は、当事者数の多寡と平均審理期間との間に相関関係があるのではないかという観点から、他の項目とも関連づけた場合にどうなるか見たものである。1ページの左のグラフは、被告が1人の場合、2人～9人の場合、10人以上の場合について、それぞれ原告数の増加が平均審理期間に与える影響を見たもので、いずれの場合も原告数が増加すると平均審理期間が伸びている。右のグラフは、逆に原告数を固定して、被告数の増加が平均審理期間に与える影響を見たもので、こちらも被告数が増加すると平均審理期間が伸びているが、グラフのカーブの度合いを比べると、原告数が増加した場合の方が影響が大きくなっている。2ページは、原告数、被告数ごとの事件の割合についてイメージを持っていただくため、その分布割合を示したものである。

3ページは、当事者数の多寡が他の条件を固定した場合でも平均審理期間に影響を及ぼしているのかという観点から見たもので、例えば、被告1人、鑑定無、人証0人というところの平均審理期間(表の楕円で囲んだ数字)を見ると、原告1人の場合は4.8月、2人～9人の場合は9.4月、10人以上の場合は16.5月となっており、かなり顕著に伸びている。

他方、同じ条件下で被告が増えていった場合について見ると(表の四角で囲んだ数字)、被告1人の場合は4.8月、2人～9人の場合は5.7月、10人以上の場合は7.4月と順次伸びてはいるが、その伸び方はややなだらかである。原告が1人で人証数が7人の場合のように、一部にこの傾向が当てはまらない場合もあるが、これは、母数が少ないため、特殊事情による影響を受けている可能性があるものと考えられ、大まかに言えば、他の条件を固定した場合も、当事者数、特に原告数が増えるに従って、平均審理期間が伸びていると言える。4ページは、その状況をグラフで示したものである。

このような状況を踏まえて、当事者数の増加がどのようなプロセス

で平均審理期間の増加につながっているのか、データ上何とか追い込めないだろうかと考え、5ページにあるとおり、次の4点について、データの相関関係をクロス分析した。第1は当事者数ごとの平均争点整理回数で、当事者が増えれば主張や争点が増加して、争点整理回数も増えるのではないだろうかという観点からの分析である。第2は当事者数ごとの人証数で、当事者数が増えれば人証数も増えるのではないかという観点からの分析である。第3は当事者数ごとの平均口頭弁論回数で、これは、争点整理のために口頭弁論の回数が増える可能性があるのではないかという観点と、人証が増えるために口頭弁論回数が増えることになるのではないかという観点という二つの側面から取り上げたものである。第4は当事者数ごとの平均期日間隔で、当事者数が増えれば期日間隔も開いてくるのではないかという観点から見たものである。

まず、6ページの当事者数ごとの平均争点整理回数については、右上のグラフのとおり、原告の数が増加した場合は争点整理回数が顕著に増えている。他方、被告の数が増加した場合は、右下のグラフのとおり、原告10人以上の場合は増加傾向がきちんと現れているが、原告1人の場合と2人～9人の場合は、必ずしもはっきり増えているとは言えない。

次に、7ページの当事者数ごとの人証数については、鑑定の有無別に出している。母数が少ないものについては、必ずしも同じ傾向を示しているとは言えないが、基本的には、原告、被告のいずれが増加しても人証数が増加しており、原告数の増加の方が人証数への影響が大きいと思われる。

8ページの当事者数ごとの平均口頭弁論回数についても、ほぼ同様の傾向が見られる。被告が増えた場合、6ページで見たとおり争点整理回数はそれほど増えないのに、人証数や平均口頭弁論回数は増えている。その辺りについては、なかなかはっきり理由が分からないところもあり、委員の御意見等をいただければと思う。

最後に、9ページの当事者数ごとの平均期日間隔については、当事者が増えることによって期日間隔が開くという関係は見てとれない。当然のことかもしれないが、代理人が選任されていれば、代理人が非常に多いときは別として、原告又は被告が多いからといって期日間隔が開くという関係にダイレクトにはつながらないのだと思われる。

- 表2は、人証数の多寡と平均審理期間との関係について、表1と同様に他の項目とも関連づけて分析したものである。

1ページのとおり、人証数が増えるに従って平均審理期間が伸び

ている状況が見て取れる。証人9人のところだけが減っているのは、母数が少ないため、何らかの事情により早く終わった事件の影響が出たのではないかと思われる。

2ページは、人証数ごとの事件数の分布を示したもので、人証調べをした中では、人証が2人の事件、3人の事件が割と多く、人証1人だけという事件はそれほど多くないということが分かる。

3ページは、他の条件を固定してみた場合にどうなるかという観点で見たもので、例えば、「原告1人、鑑定無、被告1人」という条件の場合(表の黄色の部分)、人証が増えるに従って平均審理期間も伸びており、「原告1人、鑑定無、被告2人～9人」という条件の場合(表の水色の部分)も、伸びている。ただ、被告10人以上になると、もともと母数が少ないので、はっきりとした傾向は見いだせない。4ページは、人証数別の審理期間について、当事者数、鑑定の有無といった条件を固定した場合と固定しない場合とを比較したものであるが、おおむね同じような傾向を示しており、基本的には人証が増えれば審理期間も伸びているということになる。

そこで、人証数との関係についても、当事者数の場合と同様に、他のデータとの相関関係をクロス分析した。ただ、人証という訴訟の途中の段階での事情を基にしていることから、当事者数の増加のように、それが手続に順次どういう影響を及ぼすかという形での見方はなかなか難しいので、論理的な関係を見るというよりも、お互いの相関関係を見るというところにとどまっている。具体的には、5ページに記載した三つの観点から分析を行った。第1は人証数と争点整理の関係で、これは、人証数の多い事件は、その前提となる争点整理手続も長期化しているのではないかという観点である。第2は人証数と証拠調べ期間の関係であるが、証拠調べ期間それ自体は事件票からは分からないので、それに準ずるものとして、人証を調べるとなると口頭弁論を開かざるを得ないことから、その回数との関係を見たものである。第3は人証数と弁論終結後終局までの期間で、人証数の多い事件は判断に要する期間にも影響を与えているのではないかという観点から見たものである。

まず、6ページの人証数ごとの平均争点整理期日回数については、やはり人証数が多い事件は前提となる争点整理期日も多いということが見て取れる。

7ページの人証数ごとの平均口頭弁論回数についても、同様に人証数が増えるにつれて口頭弁論回数も増えている。これは、人証調べのための口頭弁論が必要であるということに加えて、実質的な争点整理が口頭弁論で行われている可能性もあろう。

8ページの人証数ごとの弁論終結後終局までの期間についても、緩やかではあるが、人証が多い事件は弁論終結後終局までの期間が長くかかっている傾向にある。ただし、人証9人のところは、前に述べたとおり、かなり例外的な事件が含まれているのだらうと思われる。

- 前回の検討会で、集中証拠調べ導入後、人証調べに要する期間がかなり短くなっているのではないかという御指摘があった。証拠調べの期間それ自体は事件票からは分からないので、人証数ごとの平均審理期間の推移を見たものが表3である。

1ページのとおり、この15年間で、人証数の多い事件ほど平均審理期間が短くなってきている。例えば、人証10人以上の事件では、10年前は70か月弱だったものが、最近40か月台で推移しており、20か月ほど平均審理期間が短縮している。このような傾向は、集中証拠調べの導入によるところが大きかったのではないかと推測される。2ページは、平均審理期間の推移について、平成元年を100とした場合の指数で見たものである。やはり人証数の多い事件ほど短縮化の傾向が顕著に表れており、平成元年当時から比べると、7割くらいまで短縮している。このように、人証が多い事件は、平均審理期間自体は長い、その長くなり方の度合いは、10年前、15年前に比べると、それほどでもなくなってきているのではないかということが一応推測される。

(中尾委員)

資料1の表6(管内別事件数・平均審理期間)を見ると、民事事件、行政事件とも、平均審理期間が最も短い庁と最も長い庁の間にはかなり開きがある。可能であれば、資料1の表4 - 1及び2(審理期間別事件分布の推移)の「審理期間」の部分のように、各地裁別の審理期間の分布状況が分かるようにしていただきたい。

(戸倉審議官)

そのような集計をすることは可能と思う。

(木村委員)

資料1の表6を見ると、平均審理期間が長い庁が幾つかあるが、その理由は分からないのか。

(戸倉審議官)

要因はいろいろあると思われるが、比較的長く係属していた事件が終局した結果、このような数字になったということも考えられる。ただ、それが具体的にどのような事件であったかというのは、このデータでは分からない。

(木村委員)

例えば、弁護士数が少ない県では、期日間隔を空けないと期日を入れられないというような傾向があるのか。

(戸倉審議官)

弁護士数や裁判官数といった基盤の問題との相関関係の有無を個別に見ていくのは、このデータからは難しい。

(山本委員)

どのような基準で分類するかは難しいところだが、例えば裁判所の規模の大小や弁護士数など、何らかの形で分類し、平均審理期間だけではなく、期日回数とか期日間隔などを出していくということは考えられるのではないか。

(戸倉審議官)

資料1の表6を本庁、支部別に計上することは、事件票の集計としては可能であるが、余り細かくなると、裁判官が1人の支部や、刑事などでは裁判官1人しか担当していないような小規模本庁もあるため、裁判官が特定されるという問題も出てくる。その辺りとの兼ね合いも考えながら、検証の目的を達するためにどのように進めていくかを御議論いただければと思う。

(山本委員)

具体的な庁名ごとに並べる必要はなく、非常駐の支部と常駐の支部ではどのような特性があるか、というような形で構わないと思う。

(戸倉審議官)

御指摘のように、属性を分類して、少し細かいクロス分析を行うことは可能だと考えられるので、いろいろ工夫してみたい。

(井堀委員)

地域別に分割し、細かく見れば見るほど差が出てくるのは、ある意味自然なことだと思う。むしろ、特定の庁について時系列で追ってみて、一貫して平均審理期間が短いとか長いという結果が出てくれば、その庁に何らかの特徴的な要因があると言えるのだと思う。そういう意味では、資料1の表6では平成15年と16年の比較になっているが、もう少し前のデータと比較して、それでも各庁ごとに、ある程度有意な差があるとすれば、それは地域的な何らかの事情があり得るということになる。地域差というところに関心があるのであれば、もう少し時系列を追ってみた方が良いのではないかと思う。

(綿引委員)

今回、クロス分析の具体的な手法の例として、当事者数や人証数の多寡との相関などの分析が示されたが、その結論は、実務に携わる者としては当然という感じがする。では、分析の結果、「原告数を減らせば審理期間が短くなるから、関連訴訟はやめなさい」とか、「人証数が多いと長くなるから、人証調べをやめなさい」ということになるかということ、決してそういうことではな

いと思う。そうすると、事務当局が非常にエネルギーをかけて行った今回の分析がどのような意味を持つのだろうかという疑問が生じてくる。

(戸倉審議官)

ある意味では分かりきった仮説の範囲内のことではあると思うが、これまで事件票のデータを利用した実証的な分析は行われていなかったと思う。今回お示ししたものは、ある意味では分かり切った結果ではあるが、最終的に何が審理期間に影響を及ぼし、そこに制度面、あるいは体制面から何ができるかということの前提として、そのような状況を実証的に分析する必要があるとの考えから行った分析であり、むしろ、今後、どのような方向性でやっていくべきかについて御意見を伺えればと思う。

(綿引委員)

今回行った分析を、今後どのようにして改善に向けた検討につなげていくのか。

(飯田委員)

実態の把握という点では、今回の様々なクロス分析は、長期化要因について、我々実務家が常識的に考えているものが目に見える形で表れたという点では非常に参考になると思う。

民事事件に関しては、人証別の平均審理期間が平成年代に入ってずっと下がってきているという傾向がどのような要因によるものかという分析が必要だと思う。集中証拠調べの導入の結果ではないかという説明があったが、どのような部分が有効であったかという具体的内容が表れると、審理の迅速化にどのような方策が有効なのかというところが更に出てくるのではないかと思う。人証別平均審理期間の推移は、恐らくこの辺から頭打ちで、横ばいになるのかなという感じも何となく見えてきている。そうすると、今後の審理において、更に迅速化を促進するために、何か別の方策が必要ではないかといったことも考えられ、そういう意味で経年変化が非常に参考になると思う。

(綿引委員)

実態を一度把握しておくという意味で、人証が多くなれば審理期間が長くなるとか、原告数が増えると審理期間が長くなるということを実証するのもよいのだが、審理期間が長いことが悪いことだという前提で、人証が増えれば長くなる、だから人証を減らすんだとか、人証調べの時間を減らすんだというような方向付けをしてしまって、その方向での対策を検討するというように進んではいけないと思う。この検討会の目的にもかかわってくると思うので、何のためにこのような分析をしているのかという点についての疑問を申し上げた。人証数が多いものでも、最近では審理期間が短くなっており、その原因を分析することは非常に意味のあることだと思うし、どのような審理の工夫がされてきて、それがどのようなことに影響しているのかというような分析

もよいと思うが、人証を多く調べれば、審理期間が長くなるのは、ある意味当然だと思うので、それを確認して、その先何をするのかということに、やや疑問がある。

(中尾委員)

民事訴訟の中核は証拠調べであり、その部分を簡素化される方向で取り組むのは問題であるということは、私は以前にもこの検討会で申し上げており、その点では綿引委員と同じ問題意識である。しかし、このデータを取る意味については、先ほどの飯田委員の御意見と全く同じで、当事者や人証の形態などによってある程度審理期間が長くなっているという我々の実務感覚が数字に裏付けられて実証されるということも、意味があるのかなという感じがする。そこからどのような分析をし、問題提起をして政策につなげるのかというのがこの検討会の今後の課題だと思う。

ただ、資料1の表2の人証数の欄を横に見ていくと、例えば建築請負代金、建築瑕疵賠償、医療損害賠償、行政訴訟では、人証数がさほど多くなく、必ずしも人証が多いことに比例して審理期間が長くなるという傾向でもないような気がする。このような専門訴訟では、鑑定の問題とか、あるいは建築関係訴訟での調停の問題など、何らかの影響を及ぼす別の原因があるのだろうと思う。そのような一般的傾向を示していない事件類型においては、他のどのような要因によりこのような傾向を示しているのかといった分析も必要ではないかという感じがする。

(山本委員)

やはり、データを客観的な数値で出すということが非常に重要であって、綿引委員のように実務をやっておられる方にとっては全く常識的なことであつたり、我々研究者から見ても「まあそうか」と思えるようなことでも、一般の国民からすれば、今回の検証結果によって初めて分かるというところがあると思うので、それ自体に非常に大きな意味がある。「人証数が増えると審理期間が長くなるから人証数を減らせ」というようなことは、全く短絡的であり、おかしいというのは、私もそのとおりだと思うが、人証数が多い事件に対して何らかの対策を立てようという話にはなるのだろうと思う。そこで、今回の資料を見れば、集中証拠調べというのは、非常に有効な対策であったということがある程度実証されている。特に、新民事訴訟法が施行された平成10年以降、顕著に人証数が多い事件の審理期間は短縮化されている。新民事訴訟法をつくるときには必ずしもこのようなデータに基づいてやったわけではなかったが、これからは、そのようなデータをもとにして施策をとっていくということだと思うので、原告数が多い事件は長期化するということがデータ上あるならば、それは原告数を減らせという議論になるのではなくて、その原因がどこにあるかということをもう一つ個別に踏み込んで検討していき、それに対して個別の施策をとっていくというような方向になるのかと思う。

(木村委員)

原告や被告が多い事件は長期化するだろうなということは何となく分かるが、このような裁判を担当する際にはどのような訴訟指揮で行うかというようなことを具体的に御紹介いただけると理解しやすいかと思う。

(綿引委員)

例えば、原告数が1,000人を超えるような事件では、一つ一つ個別の事件として扱えば、1,000件分になってしまうので、そうならないように、共通の争点をできるだけまとめて主張を整理し、まず総論的な立証をしてもらうというようなやり方を工夫したりすることが考えられる。しかし、その辺のやり方の問題になってくると、訴訟指揮の中身が問題になってきてしまう。この検討会では、不可能であるし、また、すべきではないという二つの意味で訴訟指揮の中身には入った議論はしてはいけないと思う。その辺りの切り分けが非常に難しいところではないかという気がする。今回このような分析をすることを今後どう生かしていくのかについては、先ほど山本委員が言われたような視点はもちろんあるのだろうと思うし、第1回目の公表ということで、このような実証的なデータを目に見える形で出しておこうという限度であれば良いのかもしれないが、訴訟指揮の中身には入らずに、この材料をどのように検討していくのかということこそそろそろ考えておかないといけないのではないかと思う。

(戸倉審議官)

綿引委員の御指摘の点については、我々も十分意識した上で作業しているつもりであり、少なくとも第1回の公表に向けた分析対象である事件票のデータは、個別事件に入っていくことができない、限界のあるデータである。ただ、先ほど申し上げたように、過去からの時系列で見たときの顕著な変化は非常に重要であるが、他方で、現在行っている横に切っていくような分析も必要だろう。長期化する事件は争点整理も多い、口頭弁論も多い、人証も多いという、ある意味では分かりきった現象であっても、それが統計上出ているかどうか、確認しておくこと自体にも意味があり、更に細かいクロス分析をしていくことによって、何か分かることがあるのではないかと思う。例えば、争点整理をきちんと行ったかどうかで、その後の人証調べの人証数にも影響するのではないかという仮説のもとに、細かく分析した結果、争点整理回数と人証数に何らかの相関が出て、争点整理が、審理期間に直接影響する人証数にも多少影響してきているということになれば、充実した審理をする上できちんと争点整理を行うということが、人証が多い事件に対する対応策の一つとして出てくることになる。

(綿引委員)

きちんと争点整理をやれば、絞った証拠調べができると思うが、それでは、きちんとした争点整理を行っているのかどうかというような、統計数字で出しにくい部分をどうやって検討するのか。

(戸倉審議官)

事件票のデータでは、行われた争点整理の質までは分からないし、回数が多い方がよいとか、少ない方がよいとかということも、一概には言えないと思う。そういった意味で、データには限界があるということを踏まえた上での分析であるということは、当然押さえておくべきだと思っている。

(河本参事官)

少なくとも、データを分析した結果、意外な結果が出ていないということが実証されている。また、この検討会では、訴訟指揮や争点整理手続の当否については踏み込まないということが前提である。共通主張を見いだすとか、審理を充実させるといった命題が正しいことは確かであり、それらの命題とこのデータをどう組み合わせるかがポイントであろう。

(小林民事局第二課長)

現在、大きくデータで網をかけていって、どのようなことが現状として明らかになるのかというところで分析を行っているところであるが、確かに、綿引委員も御指摘のとおり、予想された結果ばかりで、この分析を基に今後何をするのかとなると、非常に難しい。まずは、浮き彫りになった部分を前提にした上で、更に御意見も頂きながら検討していければと思っている。

(木村委員)

例えば、当事者数が多い事件では、裁判官1人ではなく、裁判官を増やしたり、裁判官を補助する人を付けたりすることでより効率的になるのかという観点から、裁判官の訴訟指揮の中身ということではなく、当事者の納得も考慮しながら、裁判官等の体制を検討していくという方法もあるのではないか。

(綿引委員)

現在の裁判官の体制は、地裁では単独体か3人の合議体かということになり、大規模訴訟については5人という制度ができたが、基本は大規模訴訟でも3人の合議体で審理されている。当事者数が多い事件に時間がかかっているなら、もっと手分けしてできるように変えようというような方向に議論が進むのであれば意味のあることかもしれないが、それは法制度の大改正になってしまう。

(高橋座長)

数字の一人歩きは怖いところもあるので、データの公表の際には、そういう点も注意が必要になると思う。

2. 民事の専門訴訟の実情について 小林民事局第二課長から、資料3に基づき、次のとおり説明がされた。

- 専門訴訟のうち医事関係訴訟と建築関係訴訟については、事件票の他にもう少し詳しい報告票を作成している。資料3の表1及び表2は、その報告票に基づき、事件票では出てこない部分を中心に整理したものである。集計の対象としたのは、平成16年4月から9月までに終局したこれらの事件についての報告票であり、事件票の数値と同様、速報値である。そこで、今回は、大まかな傾向をつかむということで、基本的にパーセンテージで示してある。
- 医事関係訴訟の審理状況は、表1のとおりである。

1ページは審理期間の分布を民事事件全体と比較したものであるが、民事全事件では、6月以内に終局している事件が60%を超え、審理期間が長くなるほど急激に件数が少なくなっていくのに対し、医事関係訴訟は、2年以内、3年以内、5年以内という辺りに多く分布している。

2ページは証拠保全についてのデータで、審理期間それ自体とは関係ないが、医事関係訴訟では、証拠保全の実施率が4割弱にのぼっており、かなり活用されている。証拠保全は、そのほとんどが医事関係訴訟に関連して申し立てられているというのが実務的な感覚である。3ページは争点整理における専門家の関与率とその関与形態であるが、争点整理段階での専門家の関与はまだ余り多くなく、10%弱というところで、その中での関与形態としては、鑑定が非常に多い。なお、平成15年の民事訴訟法改正によって導入された専門委員は「その他」に含まれている。

4ページは争点整理の実施状況であるが、回数では、民事全事件は5.4回なのに対し、医事関係訴訟は8.7回と多く、期間では、医事関係訴訟は全事件の2倍を超えており、争点整理にかなり時間がかかっていると思われる。

5ページは人証調べの状況で、事件票との比較はできないので、医事関係訴訟についてだけお示ししているが、人証調べの平均期間が6.7月、平均期日回数が2.2回、平均人証数が3人となっている。

6ページは鑑定の状況で、鑑定実施率では、民事全事件は1%程度なのに対し、医事関係訴訟は22.5%と相当高くなっている。鑑定人の選定方法の内訳は、当事者から紹介を受ける場合、データベースを利用する場合、医療機関に直接推薦依頼する場合、地域の医療機関と裁判所とで作っているネットワークによる場合、最高裁の医事関係訴訟委員会による場合がある。7ページは訴訟の

途中の段階で調停に付した割合であるが、建築関係訴訟とはかなり対照的で、付調停の割合は非常に少なく、1.9%にとどまっている。

8ページは判決で終局したものの内訳で、約3分の1が一部又は全部認容となっている。この他に和解等もあるので、何らかの形で原告の主張が認められているケースの割合は、もう少し高くなる可能性がある。

- 建築関係訴訟の審理状況は、表2のとおりである。事件票の場合、請負代金請求とか建築瑕疵による損害賠償という形で、事件の請求の在り方に着目して整理しているが、建築関係訴訟の報告票では、例えば請負代金の訴訟であっても、争点として瑕疵が問題になったものをピックアップできるようにしてあるので、請負代金とか損害賠償という形にとらわれることなく、瑕疵の主張のあるものとそうでないものという形で整理した。

1ページは審理期間の分布を民事事件全体と比較したものであるが、瑕疵主張のない事件については、民事全事件とほぼ同じような分布を示しているのに対し、瑕疵主張のあるものは、医事関係訴訟と同様、2年以内、3年以内、5年以内の割合が多くなっており、専門技術的なことが問題になる事件では、このような形の分布になってしまうと思われる。

2ページは争点整理における専門家の関与率とその関与形態であるが、瑕疵主張のあるものは、その半数近くで争点整理段階で専門家が関与しており、関与形態としては調停が非常に多く、建築に関しては調停の活用がかなり広がっていることが分かる。瑕疵主張のないものでも専門家が争点整理段階で関与するものがあるが、これは、例えば出来高が問題になるものなど、瑕疵の主張がなくても、専門家に関与してもらった方が争点を理解しやすい場合があるということを示していると思われる。

3ページは争点整理の実施状況、4ページは人証調べの状況であるが、いずれも、瑕疵の主張の有無によって、状況が相当違っている。

5ページは鑑定で、鑑定実施率は、瑕疵主張のないものは民事全事件よりも少ないほどだが、瑕疵主張のあるものは、医事関係訴訟ほどではないものの、13.5%とかなり高い割合になっている。

6ページ及び7ページは付調停の状況であるが、やはり瑕疵主張のあるものについては付調停の実施率が非常に高くなっており、その平均期間は14.5か月となっている。一方、瑕疵主張のないもの

は、付調停の実施率自体は高くないが、付調停になれば、それなりの期間はかかっている。付調停の結果は、7割程度が成立又は調停に代わる決定という形で解決している。

8ページは終局事由の内訳で、事件票では瑕疵の主張の有無別のデータはとれないので、報告票により集計したものである。瑕疵主張のあるものは、取下げが多くなっているが、これは、付調停で調停成立により取下げとなるものが多いためと考えられる。

9ページは判決で終局したものの内訳であるが、瑕疵主張のないものは全部認容が非常に多いが、瑕疵主張があるものでは全部認容がかなり少ない。

(仙田委員)

建築関係訴訟は、資料1の表1等で、建築請負代金と建築瑕疵賠償という、2つの類型になっているが、建築請負代金の部分にも、瑕疵が争点になっているものは入っているのか。

(小林民事局第二課長)

入っている。

(仙田委員)

そのような事件の割合は大体どのくらいか。

(小林民事局第二課長) パーセンテージという形では表せないが、要するに、瑕疵があるので代金を払わないという形での抗弁が出るというケースである。

(仙田委員)

いわゆる専門訴訟の場合には、学会等で多少支援をしており、東京や横浜、大阪などはかなり集中的に支援をしていると思うが、それ以外の地域では、なかなか難しい部分もあると思うので、各地裁ごとの専門訴訟の平均審理期間についてもデータを出していただきたい。

(小林民事局第二課長)

母数自体が少ないので、調査期間中に特に長くかかった事件が終局したりすると、異常に長い数値が出たりすることがあり得るが、大まかな傾向であれば、ある程度有意なものが出ると思う。

(仙田委員)

建築関係で言うと、例えば、四国では建築系の大学等が非常に少ない。このような地域差が結構あると思う。その辺りの支援の体制そのものが、地域によって少し違うところを少し確認できればよいかなと思う。

(中尾委員)

この医事と建築のデータやその他のデータを見ると、鑑定の有無によって平均審理期間に格差はあるが、鑑定がすべての種類の事件に横断的に影響を及ぼしていると言えるかどうかというところは、データ上読み取れない

感じがする。やはり鑑定の種類とか事件の性質といった、かなり個別にいろいろなデータをとってみないと、鑑定一般についてこうだということはなかなか言いにくいという感想を持った。

(小林民事局第二課長)

その点は、御指摘のとおりだと思う。筆跡や親子関係の鑑定などは、それほど時間がかかっていないようである。

(仙田委員)

建築関係訴訟における鑑定には、私的鑑定とそうでない場合があると思うが、この統計ではどう扱っているのか。

(小林民事局第二課長)

資料3の表2の2ページのように、専門訴訟については、争点整理段階における専門家の関与形態として、私的鑑定も入れているが、事件票によって集計しているのは、裁判所の手続として行った鑑定のみである。

(前田委員)

専門訴訟における争点整理手続における専門家の関与と全体の審理期間の分布の関係については、分析を行っていないのか。

(小林民事局第二課長)

その部分のクロス分析は行っていない。資料3は、専門訴訟の報告票で出てきているデータをほぼ忠実にグラフ化したという段階にとどまっている。

(前田委員)

私の実務経験からすると、従前よりは、争点整理の段階で専門家の方が関与するケースが増えている。それは、審理期間の短縮や審理の充実ということからだと思うが、経年的に見ると、やはりこの関与の率は高まっていると理解してよいのか。

(小林民事局第二課長)

今、手元にデータはないが、実務的な感覚からすると、次第に専門家の方々の関与というのが増えてきているように思われる。

(木村委員)

一般の他の事件を見ても、争点整理がきちんと行われていると全体的に審理が早くなるという傾向があるとすると、そのような良い影響が出ているということが、何らかの形でデータで表せれば、一つの方向性になるのではないかと思う。

3. 刑事訴訟事件について 戸倉審議官及び稗田刑事局一課長から、資料4及び資料5について、次のとおり説明がされた。

- 資料4の表1から表4までは、刑事事件について、前回の資料2の表1から表4までを、民事事件と同様に、平成16年4月から9月までの半年分の事件票データに基づきリニューアルしたものである。

表1の全体的な傾向は前回から特段変わりがなく、平均審理期間

が長い罪名、例えば、贈収賄、殺人、傷害致死等は、否認率が高く、平均取調べ証人数が多い傾向を示していることが分かる。ただ、公職選挙法違反は、平均取調べ証人数がかなり多いが、審理期間はそれほど長くなっていない。これは、母数33件のうち3件がいわゆる百日裁判事件であり、多数の証人が短期間に取り調べられたため、全体の平均審理期間を短くしていることによるものと推測される。また、贈収賄も、平均取調べ証人数が殺人や傷害致死の約2倍であるのに、平均審理期間はこれらの事件とほぼ同じであるが、これも、集中審理を実施して、多数の証人を短期間に取り調べたケースがあることによるものと推測される。現に、贈収賄事件の平均開廷間隔は、他の罪名の半分程度であり、公職選挙法違反事件のそれもあり短くなっている。

表2は、前回と同様に、主要罪名別とは別に、事件票の項目を複数クロスしたものであり、傾向としては、平均審理期間、平均開廷回数、平均取調べ証人数等について、自白と否認でかなり有意な差が見られる。

表3及び表4は、審理期間、開廷回数、証人数の分布をデータとして示したものであるが、これも、前回と同様、取調べ証人数が増えるに従って審理期間が長くなり、また、開廷回数が増えるに従って審理期間が長くなるという傾向が分かる。

- 表5以下は、前回伺った御意見を参考にさせていただきながら、更に幾つかの角度からの分析を試みたものである。

表5は、横軸に主要罪名、縦軸に審理期間をとった事件数の分布であり、上段は全事件、下段は否認事件のデータである。まず、上段の全事件の方で、主要罪名ごとに平均審理期間と審理期間の分布状況を比べてみると、例えば、現住建造物等放火では、平均審理期間は6.8月となっているが、分布では6月以内で終局している事件数が最も多い。他にも、多くの罪名において同様の傾向がうかがえ、事件数が最も多い審理期間の区分と平均審理期間が一致するものはそれほどない。これは、平均審理期間の数値が幾つかの長期化した事件の数値に引っ張られる傾向があるものと思われ、実際には、平均審理期間内に終局している事件が全体の半数を超えている。下段の否認事件についても、同様の傾向がうかがえる。次に、上段と下段を比較すると、全体の平均審理期間は、当然のことながら、否認事件の方がかなり長くなっている。更に、上段と下段のそれぞれ一番下にある、「受理から第1回」、「第1回から終局」という項目を比較すると、「受理から第1回」は、全事件では1.6月、否認事件では1.8月と0.2月しか差がないが、「第1回から終局」

は、全事件が1.5月となっているのに対し、否認事件は7.1月となっており、否認事件においては、第1回公判期日以降の手續に要する期間が長くなっていることが分かる。

表6は、横軸に主要罪名、縦軸に開廷回数をとった事件数の分布であり、これも上段と下段を比較してみると、平均開廷回数は、全事件では2.6回となっているのに対し、否認事件は7.3回と大幅に多くなっている。事件数の分布状況を罪名別に見ても、全事件では、殺人等一部の重大事件を除き、開廷回数2回にピークがある罪名が多いのに対し、否認事件では、開廷回数5回から7回にピークがくる罪名がかなり多い。

表7は、横軸に主要罪名、縦軸に取調べ証人数をとった事件数の分布であり、平均取調べ証人数は、全事件では0.7人であるが、否認事件では2.4人となっている。また、全事件では、証人なしと1人で全体の90%強を占めているのに対し、否認事件では、証人1人から3人が全体の約6割を占めている。このことから、否認事件については、証人尋問等の実質審理に多くの時間を要し、その結果長くなっていることがうかがえる。

- 以上の検討を踏まえて、否認事件について、平均審理期間、平均開廷回数、平均取調べ証人数の関係をグラフ化したものが表8であり、先ほど申し上げた贈収賄事件のような例外はあるが、平均審理期間が長い罪名は、平均取調べ証人数、平均開廷回数も多いという傾向があることが分かる。また、表9は、取調べ証人数と審理期間の関係を表したもので、証人数に比例して審理期間が長くなるという傾向があることが分かる。
- 表10は、前回御指摘のあった審理期間等の経年変化について、自白・否認別に、昭和55年以降の平均審理期間、平均開廷回数、平均取調べ証人数等の推移をまとめたものである。自白事件については、平均審理期間(受理から終局までの期間)は近年2.8月前後でほぼ安定しており、平均開廷回数や平均取調べ証人数はやや減少する傾向にある。否認事件については、平均審理期間(受理から終局までの期間)は短縮傾向にあり、平均開廷回数・平均取調べ証人数も同様に減少傾向にある。このように、過去の推移を見ても、平均審理期間、平均開廷回数、平均取調べ証人数は関連性があるということが見て取れる。
- 表11は、平成元年以降の審理期間別の事件数の分布状況の推移を示したものである。全体では、2年超事件はもともと極めて少なく、否認事件でも、2年超事件が年々減少している傾向が分かる。

- 表12は、事件票の項目ごとに審理期間の分布状況を見たものである。
- 表13は、民事事件と同様に、平成15年と平成16年の1月から9月までの地裁50庁の管内別事件数と平均審理期間を出したもので、刑事事件についても、庁によってばらつきが見られるが、それがどういう意味を持つか、どういう要因で説明できるかは、この数値だけから断定的なことは申し上げられない。民事事件と同様に、一つの切り口として、本庁と支部、支部の中でも裁判官常駐・非常駐の庁で比較したが、本庁より支部、常駐支部より非常駐支部の方が短いという結果が出ている。本庁には重い事件が起訴されるため、長くなってくるのは当然とも思われるが、これだけで一概にどうこう言えることではない。
- 資料5は、平成15年に終局した事件のうち、事案複雑等を事由として審理期間が2年を超えた事件について報告されたB1表のデータにより、基本的な項目について、審理期間との関係を表にしたものである。ただし、母数が終局人員128人と少ないため、その期間内に終局した事件の個性の影響が大きいことに御留意いただきたい。また、このうち審理期間が2年を超えて3年以下の終局人員が84人で、全体の65.6%を占めていることから、審理期間別の分布を見ても、特徴が現れにくいようであり、長期化の原因を探る上では、更に分析の手法を検討する必要があると思われる。

表1は、被告人数と審理期間の関係を見たものであるが、2年超の事件の8割は被告人1人であり、必ずしも被告人数が多いわけではないことが分かる。また、被告人数の少ない事件がこれが多い事件よりも長期化している場合もあり、被告人数と審理期間は必ずしも連動しているとまでは言えないと思われる。

表2は、訴因数と審理期間の関係であるが、2年超の事件のうち約半数が訴因数3個以下となっている。また、被告人数と同様、訴因数が少ない事件でも審理に相当長期間を要しているものもあり、訴因数と審理期間の連動もはっきりした形では表れない。争われている訴因に絞れば、もう少し連動してくる可能性はあると思われるが、B1表のデータでは、これ以上の分析は難しい。

表3は、証人数と審理期間の関係であるが、証人数が増えると、より長期化しやすいという傾向がうかがえる。

表4は、被告人質問を行った公判の回数と審理期間との関係を、表5は、証人尋問を行った公判の回数と審理期間との関係を、表6は、証人尋問及び被告人質問を行った公判の回数の合計と審理期間の関係をそれぞれ示したものであるが、被告人質問や証人尋問

を行った公判の回数が増えるに従って、審理期間が長期化していることが分かる。

(酒巻委員)

現在の刑事裁判の法制度の仕組みと実際の運用を前提にすると、今回のデータの結果は当然であり、かつ、従来からそれぞれが関係すると想定されていた要因がデータによっても裏付けられたとすることができる。刑事事件が民事事件と違う点は、自白事件と否認事件の区別が決定的に重要であり、自白事件については、資料で明らかとなっており、1回か2回と極めて短期間で終局しているものがほとんどである。否認事件が自白事件より長くなるのは、否認していれば、今の制度の下では、証人を調べることが多くなり、証人が多くなれば開廷回数が増えるためである。刑事事件全体でも、民事事件と比べて、審理期間の点では、基本的にはおおむね短く、しかも近年の経年変化を見てもどんどん短くなっている。このようなことは、相当前からのデータにより既に明らかだったことではあるが、今回の分析で非常にはっきりしたと言える。ただ、ではこの先何をするのだという問題はあろうと思う。もう一つ言えば、この検討会で問題になっている2年超事件についても、刑事事件は昔から特別のデータを取り続けており、これも基本的には、従来から長くなる原因として明らかだったことがそのまま出ているのではないかと思う。対策を考えるための基礎としては、確固たるものが出てきたという印象である。

(前田委員)

資料4の表10(平均審理期間・平均開廷回数・平均開廷間隔・平均取調証人数の推移)で昭和55年と平成15年を比較すると、否認事件の平均取調べ証人数がかなり減っており、そのことによって審理期間が短くなっているのかなと思う。否認事件における平均取調べ証人数の減少は、検察官が証人を絞った結果という側面は確かにあるかと思うが、一方では、被告人側の証人が減らされた結果であるという推測も成り立つわけであり、実務的には後者の方が大きいのではないかと考えている。証人の中身については、2年超事件に関するB1表では検察側証人と被告人側証人の数が分けて記載できるようになっているが、事件票では区分がない。事件票でも請求者別の証人数が分かるようになれば、被告人にとって本当に納得できる裁判であるかという角度から見る場合に、意味を持ってくるとはのではないかと考える。また、平均開廷回数も減っているが、この関係では、1回の開廷時間がかかなり増えたのかなという印象がある。従前なら午後一杯の開廷としていたようなものを朝から全日開廷にする傾向が、東京地裁を中心に結構多い。単純に回数だけではなくて、1回の法廷に要する時間が長くなり、その結果、審理期間が短くなったのではないかという印象も持っているのだが、開廷時

間を事件票でとるのは難しいのか。今後の要望ということも含めて、お願いしておく。

(飯田委員)

酒巻委員がおっしゃったように、今回の分析は実務の感覚とも合っていると思う。経年変化の話が出ていたが、資料4の表10を見ると、昭和55年と比べると審理期間が短縮されているということは顕著であるが、実際には、昭和四十年代の終わりごろが恐らく審理期間が一番長い時期で、多くの事件が係属し、審理が錯綜していて、刑事事件は大変な時代だった。その後、昭和年代の間に劇的に短縮されて、平成年代に入るともう横ばい状態であり、実務の感覚としては、これが限界ではないかという感じを持っている。最近、事件数が特に増えているにもかかわらず、このような平均審理期間を保っており、そういう意味でもかなり努力しているという感じを持っている。自白事件と否認事件でかなり違うということは、これも統計上明らかである。今の刑事訴訟手続では、自白事件でも否認事件でも、同じ刑事訴訟法の中で、同じ段取りで行うということになっているが、自白事件では、事実について争いはないのであるから、適正な量刑をしていくためにどうしたらよいかを、否認事件では、事実の確定、事実の適正な認定のためにどうしたらよいかを、というように、自白事件と否認事件では観点が異なるので、それに即応した手続が必要な時代になってきていると思われ、今般の司法制度改革における刑事関係の改正も、それと関係していると思う。自白事件に関しては、更に簡易な手続にする方向で、否認事件に関しては、公判前整理手続を経て、もう少し争点の明確化とか、証人の選定とか、そういうことをきちんとやっっていこうという形で、事件の質に応じた制度の改革が予定されているが、データの分析をもとにすることによって、それらがより説得力のあるものとなり、現状の把握が非常に有効な次へのステップになるというふうに考えている。

今後の課題としては、今言ったような制度改革、更には、裁判員制度という大きな制度が入ってくるが、これらによって審理の促進、迅速な裁判にどのような影響が出てくるか、良い影響を与えるだろうと言われているが、本当にそうなるのか、かなり長いスパンで、データを取りながら分析していかねければならないと思っている。当面、公判前整理手続などが導入されると、否認事件などでは、公判前の期間が伸びる代わりに、公判後の期間が短縮されると予想されるが、これもデータを取っていくことによって従前との対比が可能になると思う。このように、刑事関係では、現状を把握しておくことにより、今後は、データを取りながら検証していくことができるのではないかと考えている。

(中尾委員)

資料4の表13(管内別終局人員・平均審理期間)を見ると、1の総数では各地裁別の平均審理期間にはほとんど格差が出ていないが、2の否認事件では、かなり期間にばらつきがあるのではないかと感じられる。母数が少ないので何とも言えないところもあるが、特に、鳥取地裁の平成16年の平均審理期間4.3月は、全国の否認事件の平均審理期間8.9月の2分の1以下である。民事の関係でも話が出たように、審理期間の分布などの要素を加えた表を示していただければと思う。

それから、先ほど否認事件と自白事件に関する御発言が相次いたが、資料4の表9(証人数・審理期間別終局人員)によれば、2年超の自白事件が17人(「合計」の表の「3年以内」、「5年以内」、「5年超」各欄の「総数」を足した数値から、「否認」の表の「3年以内」、「5年以内」、「5年超」各欄の「総数」を足した数値を引いたもの)となり、そのうちの8人が証人なしという計算になる。また、この17人は2年超のB1表の対象事件にもなると思うが、従前の説明では、B1表の対象は200人弱であるということなので、その約1割を占めることになる。否認事件では証人数が多いから長引く、自白事件は証人数が少ないから短くなるという一般的な傾向とはかなり異なり、証人が少ない自白事件でも長引いているケースもあるということである。このような一般的なデータと若干異なり、しかもB1表の対象事件の約1割を占める自白事件が長引いているのには、何らかの原因があると思うので、そこをある程度データの的なもので探る必要があるのではないかと、更に個別事件のデータを取っていくというような手法の問題も出てくると思う。

(前田委員)

民事の場合は、当事者本人は人証数の中に入っているが、刑事の場合は、被告人は証人の人数の中に入らないのか。

(稗田刑事局第一課長)

刑事の場合、証人の人数には被告人数は入っていない。ただ、資料5の表6(証人尋問及び被告人質問合計回数別審理期間)では、被告人質問に要した回数と証人尋問に要した回数の合計回数と審理期間との関係を見たものであり、これが民事の人証の取調べに要した回数ということになっている。

(飯田委員)

個別の事件の類型化は難しいが、実務の感覚では、長期化した事件を一つ一つ思い浮かべてみると、それぞれそれ相応の理由がある。その理由としては、事件の質などいろいろなものが出てくると思われ、訴因の関係にしても、争いのある訴因、例えば殺人事件が四つも五つもあって、その全部が否認されていれば、それはもう1件の審理よりはるかに期間がかかるの

は明らかで、恐らく個別の事件ではそのようなものが出てくるのではないかと思うが、それを逐一見ていくのは大変だと思う。

(仙田委員)

迅速化と関係するかどうか分からないが、刑事事件は事件数の増加が大きい。民事では大体年率3%ぐらいの増加だが、刑事では10年間で約60%も増えている。この辺りについては、将来的な予測は立つものなのか。

(戸倉審議官)

犯罪は増加していると言われているが、起訴するかどうかは検察の判断になるので、裁判所が事件数を過去の傾向から推測する以上に予測することは、なかなか難しい面がある。事件の増加への対応としては、人的な面などいろいろな形でやっているが、事件が倍になったから人員を単純に倍にできるかという、やはり難しい面もあり、飯田委員の御発言にもあったように、審理の工夫といったことで、何とか審理期間をかなり低いところで維持してきているというのが実情である。

(仙田委員)

専門訴訟についてもどんどん増える傾向にあるということは実感として分かるが、これが経年的に、例えば建築訴訟が年率何パーセント増加しているのかといったところについては、データを取っているのか。

(小林民事局第二課長)

建築関係訴訟については、民事局で特別に報告を求めようになったのは比較的最近のことであるため、過去の動向と照らし合わせてどうかという点はよく分からないところがあるが、全般的には、御指摘のとおり、専門訴訟は増加傾向にあり、民事事件全体としても、少しずつ増加しているところである。これは、弁護士の数とか、あるいはいろいろな民事の司法制度の整備の具合とか、その辺りとも連動してくるのだろうと思うが、今後どれくらい増えるかということについては、何とも申し上げにくいところがあるかと思う。

(中尾委員)

資料4の表2(事件票項目別審理期間)を見ると、否認事件の控訴率は約40%で、否認事件でありながら一審で約60%が確定しているということになる。一般的な感覚からすると、否認を突き詰めると、一審で納得しないで控訴という方向になるものが多いのではないかと思うのだが、確定する方が多いということなので、可能であれば、この部分の罪名や審理期間のデータを出していただきたい。

(稗田刑事局第一課長)

検討させていただきたい。

4. 全般について

(井堀委員)

今回示されたような縦と横でクロスさせる分析自体は有益と思うが、今日議論があったように、平均審理期間はいろいろな要因が絡んでくるので、一つの要因についてクロス分析を行い、有意な結果が出るか出ないかということだけでは、本当に平均審理期間に利いているのかどうかということはずしははっきりしない。要因が複数考えられる場合は、それらを全部セットにして、全体が平均審理期間にどのような形で利いているのかをチェックする方が、統計的には良いと思う。そのような分析を行う場合、経済学では、基本的には回帰分析を使い、様々な変数を入れて、統計的に見て、どれが利いてどれが利かないかということをチェックする。統計学の手法の問題になるので、必ずしも回帰分析だけがそういうものを見る手法でもないと思うが、多変量の説明変数のうちのどれが利いてどれが利かないのかを、もう少しチェックする工夫をした方が良いのではないか。

また、議論の中で、政策的にコントロールできるものとできないものがあるという話も出たが、政策的にコントロールできるものが何なのかがよく分からない。例えば、木村委員の御発言にもあった裁判官や弁護士といったマンパワーについては、今の司法制度や訴訟制度を前提にしても、人の投入量を増やせば結果として平均審理期間が短くなるのか。あるいは、人員は一定でもお金をかけてOA化を促進することで、より審理期間が短くなるのか。基本的には、お金か人か、あるいは制度が平均審理期間に大きな影響を与えるというのが論理的だと思う。訴訟制度自体に関しては、いろいろな改革のやり方が当然あり得ると思うが、この検討会でそこにどのくらい踏み込めるのかというのはよく分からないので、そこを除いて考えると、マンパワーとお金の問題ぐらいしか思い付かない。政策的に動かせる変数がどの程度なのかということが気になるところである。

(戸倉審議官)

審理期間を規定している要因やその寄与の仕方はいろいろあるということは意識している。現時点では、非常に原始的な方法にとどまっていることは御指摘のとおりであり、1回目の検討において、回帰分析まで行うことは難しいと思うが、2回目以降については、そのような分析の手法も含め、検討していかなければならないと考えている。また、政策的コントロールができるのは何かという点については、井堀委員の御発言にもあったように、裁判所の経費のほとんどは人と物であり、マンパワーを投ずればある程度審理が早まるということは当然考えられる。制度を変えるということも当然考えられるが、問題は限られた資源を投入していく際に、どういう形でどういう条件を整えて行っていけばよいかということであり、その前提として、今回のような分析をまずやっていく必要がある。最終的には、政策的にもいろいろな提

言につながっていくようなデータではないかと考えている。この辺りは、今後
も御意見を伺いながら検討してまいりたい。

3. 次回の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第8回 平成17年1月20日(木) 午前10時から正午まで

(以 上)